



平成 20 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ビ キ タ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 内 雅 彦
(コード番号：3858)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 麻 生 博 文
(TEL. 03-5908-3451)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 19 日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり、平成 20 年 6 月 20 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、会社業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、次の要領により、ストック・オプションとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものである。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 1,600 株を上限とし、下記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に下記（3）記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

また、この議案が承認可決された株主総会終結後に、当社が株式の分割（無償割当を含む。）又は併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

また、上記のほか、本総会終結後に、下記 2) に定める行使価額（以下に定義する）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後付与株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前付与株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。但し、当該調整により付与株式数が 0 となる場合には、当該調整は行

わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた付与株式数の調整事由に基づく付与株式数の調整にあたり、その端数を調整前付与株式数に適切に反映した上で、調整後付与株式数を算出するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,600 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額及びその算定理由

上記 1. の理由により新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。以下「当初行使価額計算期間という。」）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に 1.05 を乗じて得た価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。但し、当該価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。なお、当初行使価額計算期間内又は新株予約権の割当日の前日に、下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で考慮した上で、当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式の分割（無償割当を含む。）又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る払込価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利の行使に際して出資される財産の価額が、当該行使により交付される当社普通株式の新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より 30 日以内に限り行使することができる。
- ② その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

新株予約権発行の取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、適切な条件で完全親会社の新株予約権を付与する。

(注) 上記の内容については、平成 20 年 6 月 20 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上